

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：稲城市長、稲城市議会議員、稲城市教育委員会、稲城市農業委員会、
稲城市選挙管理委員会委員長、稲城市代表監査委員

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.9%
全職員	63.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	99.2%
本庁課長相当職	98.4%
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	97.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.4%
31～35年	86.3%
26～30年	81.6%
21～25年	84.0%
16～20年	87.2%
11～15年	89.5%
6～10年	91.8%
1～5年	96.1%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員」の所定勤務時間を基礎として「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の人員数を換算している。

・職員数の算出にあたっては、月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じて換算している。

・他の地方公共団体等からの派遣職員は、派遣元における勤続年数を通算している。

・課長補佐区分には職員がいないため「-」としている。

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.0%、住居手当の受給者に占める男性の割合は57.1%である。

・管理職の割合は男性が多く、管理職に占める男性の割合は70.2%である。

・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は67.6%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：稲城市消防本部消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	-
全職員	92.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	-
本庁課長補佐相当職	-
本庁係長相当職	-

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	-
31～35年	-
26～30年	-
21～25年	72.5%
16～20年	84.9%
11～15年	-
6～10年	-
1～5年	119.3%

【説明欄】

・「任期の定めのない常勤職員」の所定勤務時間を基礎として「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の人員数を換算している。

・職員数の算出にあたっては、月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じて換算している。

・任期の定めのない常勤職員以外の職員には女性職員がいないため「-」としている。

・役職段階別の差異では、係長相当職以上に女性職員がいないため全て「-」としている。

・扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は98.5%、住居手当の受給者に占める男性の割合は96.7%である。

・勤続年数6～15年及び26年以上の区分には女性職員がいないため「-」としている。

・勤続年数1～5年の区分は女性職員に比べ、男性職員に勤続年数が少ない職員が多いことから、給与の差異が119.3%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：稲城市病院事業管理者

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	68.0%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	70.9%
全職員	58.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	67.7%
本庁課長相当職	92.7%
本庁課長補佐相当職	107.0%
本庁係長相当職	76.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	152.6%
31～35年	98.9%
26～30年	52.3%
21～25年	78.8%
16～20年	68.4%
11～15年	67.3%
6～10年	72.2%
1～5年	58.0%

【説明欄】

- ・当直業務、宅直業務などの実働時間の無いものや、臨時的に短時間のみ勤務した職員は除外している。
- ・「任期の定めのない常勤職員」の所定勤務時間を基礎として「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の人員数を換算している。
- ・職員数の算出にあたっては、月の途中からの休職等により、給与を日割で支給した職員については、勤務日数に応じて換算している。
- ・医師は看護師等の他職種に比べ給与水準が高く、医師に占める男性の割合は80.2%である。
- ・男性の方が時間外勤務時間が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は50.9%である。
- ・管理職の割合は男性が多く、管理職に占める男性の割合は71.9%である。
- ・医師は、勤続年数31年以上の区分には職員がいないため、30年以下の区分にて差異が顕著となっている。
- ・勤続年数36年以上の区分は男性職員が61歳の年度で給料が7割水準となっていたため、給与の差異が152.6%となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。